

別記様式 1

明 細 書

平成31年 2 月 15 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒860-8528）熊本県熊本市中央区南千反畑町 3 番 1 号

（クマモトケンクマモトシチュウオウクミナミセンダンバタマチ 3－1）

名称（フリガナ）：熊本県経済農業協同組合連合会

（クマモトケンケイザイノウギョウキョウドウクミアイレンゴウカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事会長 丁 道夫

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jakk.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第12類 観賞用の植物類

区分に属する農林水産物等：切花(アリウム)

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：くまもと踊る丹頂（クマモトオドルタンチョウ）

Kumamoto Odoru Tancho、Kumamoto Dancing Tancho

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：熊本県

5 農林水産物等の特性

「くまもと踊る丹頂」は、本来花茎が真っすぐなところ、一本一本が異なる湾曲を有したアリウムである。こうした不規則な湾曲を有しているアリウムの生産は、熊本県内のみとなっている。

独創的な表現が求められる生け花やアレンジメントでの需要が高く、曲りの無い一般的なアリウムより高値で取引されるなど市場関係者から、そのオリジナリティと希少性が評価されている。

また、近年海外にも輸出されており、令和 4 年（2022年）に、オランダのアルメーレで開催された国際園芸博覧会の国際花き品種コンテストに出品し、切り花（球根類）部門で第二席（銀賞）を受賞するなど独創性と品質が国際的にも高く評価されている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）品種

栽培品種はアリウム「丹頂」を用いる。

（2）栽培方法

生産者で構成するＪＡグループくまもとアリウム専門部会（以下「アリウム部会」という。）が推奨する栽培方法により生産を行う。

（３）出荷規格

アリウム部会が定める出荷規格に適合したもの。

（４）最終製品としての形態

「くまもと踊る丹頂」の最終製品としての形態は、切花(アリウム)である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

熊本県の花き園芸は、江戸時代中期に熊本藩六代藩主・細川重賢公が、家臣の精神修養に園芸を推奨するなど、古くから盛んに行われ、昭和初期には温室によるカーネーションの切花栽培が開始された。

アリウムについても、30年以上前の昭和60年代から栽培しており、他産地との差別化を図るために、当初から人工的に花茎を湾曲させたオリジナルのアリウムを生産する取組が行われてきたが、当時の方法は、アリウム一本ずつに支柱や他資材を活用した巻き付けや誘引などを行う方法であったため、湾曲したアリウムを大量に生産することができなかった。

このため、平成15年頃から、当該生産地のアリウム生産者が、大量生産につながる栽培技術の検討に着手し、約5年の歳月をかけて、一度に多くの湾曲するアリウムの生産を可能とする農業資材の活用方法を見出し、その後、更に、この資材を用いた栽培方法のノウハウを他の農家も活用可能な栽培技術として確立した。

なお、くまもと踊る丹頂の栽培技術については、門外不出とされアリウム部会に所属する生産者以外への供与やアリウム部会脱退後に当該技術を用いることを禁じている。

こうした当該生産地における栽培方法や曲げの技術の確立等の人々の工夫と努力により、他の産地にはない不規則な湾曲を有するアリウム「くまもと踊る丹頂」を市場に大量に供給することを可能としている。

更に近年、天草諸島や八代地域の干拓地、熊本市の平坦地のように、温暖な気候で促成栽培による早期出荷が可能な地域だけでなく、阿蘇のような高冷地もあり、熊本県内の栽培地でリレー出荷が可能なことから、長期間安定的に市場に供給できる体制を確立し、出荷期間の延長や周年供給、海外出荷の拡大や販売促進に向けて熊本県等と官民一体となり取組を進めている。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「くまもと踊る丹頂」は、昭和60年頃の栽培当初から不規則な曲がりの形状を有するオリジナルのアリウムとして生産しており、特に、独創的な表現が求められる生け花用として重宝されていた。

その後、平成20年度に開発した農業資材活用による栽培技術の確立により、大幅な生産量増加による安定的な市場供給を可能としたことから、一般的なフラワーアレンジメント等にも活用されるなど消費が拡大しており、「くまもと踊る丹頂」は熊本県のオリジナルブランドとして地位を確固たるものとしている。

「くまもと踊る丹頂」という名称は、咲き始めに花序の上だけが赤く、丹頂鶴の頭のようにあることから「丹頂」という品種名となっているアリウムを用いていること、不規則な曲がりの形状が踊っているように見えることから命名されたものである。

現在のアリウム生産者21名、作付面積246a、東京中央卸売市場へのアリウム全体の出荷数量は、トップシェアで熊本県産は約3割を占めており、不規則な曲がりを有した「くまもと踊る丹頂」に至っては、市場関係者からも唯一無二と言われ、令和3年（2021年）には約46万本の出荷となっている。

熊本県は、生産地の気象条件によりアリウムの長期出荷に適しており、東京中央卸売市場の取扱において、他の産地では平均4～6か月の出荷期間のところ8か月間出荷・供給されている実績がある。こうした出荷期間の長さも市場関係者から高い評価を受ける理由の一つとなっている。

また、10年ほど前から、東京中央卸売市場に所属する大手仲卸業者を経由して海外（オランダ・アメリカ・中国・韓国・台湾など）に輸出されており、現在、少なくとも年間約5万本（令和5年（2023年））が、輸出されている。

「くまもと踊る丹頂」は、海外でもそのオリジナリティや芸術性が高いと評価を受けている。コロナ禍により一時的に切花全体の消費は落ち込み「くまもと踊る丹頂」もその例外ではなかったが、その後、海外からの引き合いが強くなり、現在では海外からの需要に応えきれない状況も生じている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

（1）法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：松ざき（崎）武司

登録商標：踊る丹頂

指定商品又は指定役務：第31類 花

商標登録の登録番号：登録第6558936号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

登録日：令和4年5月20日

存続期間満了日：令和14年5月20日

専用使用権者の氏名又は名称：－

商標権者等の承諾の年月日：令和6年5月30日

☐ 該当しない

（2）法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

- ☐ 専用使用权は設定されている。
専用使用权者の氏名又は名称：
専用使用权者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用权は設定されていない。

- 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：令和6年5月30日

【専用使用权】

- ☐ 専用使用权は設定されている。
専用使用权者の氏名又は名称：
専用使用权者の承諾の年月日：
- 専用使用权は設定されていない。

10 連絡先

